

## 犯罪被害者による体験報告

### 市川武範さん

2020年5月26日深夜23時12分、職場から帰宅しようとしたその時、長女からの電話が鳴りました。

玄関ドアを開けると左こめかみに銃痕がありうめいている長女、寝室の入り口には胸の下を血の海にうつぶせに倒れている次男、翌27日朝2人は亡くなりました。

司法解剖へ運ばれた後、千曲署の事情聴取があり、今夜のうちには次男の安置場所を決めるよう突然言われました。気持ちばかりが焦る混乱状態でした。

事件から3日が経ち、県警からの提案で報道自粛要請を出しました。

血の海と化した自宅で眠ることもできず、緊急宿泊制度を利用しました。宿泊制度は3日間ごと、警察から延長を告げられました。しかし、それも2週間が限度でした。坂城町の町営住宅に一時避難させてほしいという希望は伝えましたが、加害者が暴力団幹部であったことから、坂城町からは「暴力団関与事件のため他の住民を守るため町営住宅を提供できない」と断られました。

式も、何もない、部屋には私達夫婦と、もう動くことのない長女と次男。名前だけの通夜、夫婦で二人との最後の夜を過ごしました。子どもたちがこの世からいなくなった事実を受け入れられないのに、週刊誌から取材の申し入れがありました。当然断りました。

精神科医の診察や、カウンセリングを受けられると聞き、県警所属のカウンセラーと面談し、妻と息子の精神科を予約しました。ところが、次の日の夕方、予約したはずの精神科院長から突然キャンセルの電話がありました。新聞、テレビなどの誤った報道のために、カウンセリングをすると暴力団に襲撃でもされると思ったのでしょうか。

町営住宅への一時避難を断られたので、県営住宅への避難に向けた手続きが始まりました。県営住宅は、坂城町にもあり、空室もあったのですが、別の町の県営住宅への転居の進んでいました。

翌日、亡くなった2人の医療費についての説明をそれぞれの病院で聞きました。

割られた自宅の窓の修理と血の海になった自宅の特殊清掃の費用が公費でできると聞きました。しかし、予算限度額13万円のできる範囲内とのことでした。予算限度額は、犯人の血痕の一部を清掃しただけで使い切ってしまいました。子どもたちの血のりは、公費の

予算では一切拭き取られませんでした。事件現場となった自宅には住宅ローンがまだ残ったままで売却することもできません。住宅ローンを払い続けながら、生活をしていくためには別に住むしかありません。事件から2週間後の緊急宿泊施設退室日直前に、アパート経営をしていた知人に部屋を借りられることができました。

まるで、長男の行いが悪かったせいで、2人の長女と次男が被害にあったかのような、事実無根の書き込みがされました。事件の4週間後、私宛てに「一番悪いのは父親だ」と書かれたはがきが届きました。間違った報道は、訂正されることもなく、私達は何も悪いことをしていない被害者遺族なのに、いわれない誹謗中傷にさらされました。居場所を失い、ついに私も精神科を受診することになりました。

病院の計らいで「まいさぼ」と繋がりが持てました。まいさぼは、社会福祉協議会が行う生活困窮者支援制度で、食糧支援、住居紹介、弁護士相談もしました。弁護士相談は安心し自信を持つことができました。

妻は亡くなった2人の後を追いたがるので目が離せず、ガスやハサミ、包丁などは手元に置いておけず私が定職につくのは難しい状態です。息子は普通に見えて平気なわけがない。大丈夫と言ってみたり、まだ無理と言ってみたり不安定なのは当然です。住所を変える、本籍地を変える、名前を変える、妻と離婚して妻の旧姓にする。そんな風に世間から逃れることばかりを探っていましたが、世間の間違った認識を正さなければ市川と堂々と名乗れない。それができるのは私しかいない。息子の名誉を回復し息子の命を守るため、それは妻の命を守ることでもある、そう決心し今日に至っている次第です。

- ・長男は事件後、会社員を辞め失業保険受給を経て就職しました。

- ・事件発生から9か月後、遺族給付金を二人分合算で約680万円が支払われ、今は、収入がない中で、このお金を取り崩して生活費や必要な支払いに充てています。

- ・事件後、坂城町の犯罪被害者条例が制定され、遺族見舞金、亡くなったひとりあたり30万円が支給されるようになりました。私たちの事件は、条例ができる前の事件でしたが、遡って適用されました。

・国からの犯給金については見直しをお願いします。自賠責保険とはその性格も違うかもしれません。しかし、我が子の命の価値はその程度なのでしょうか？交通事故の場合とあまりに差が大きく、悔しさが尽きません。

・事件直後の被害者には、メディア対応・再被害・二次被害を防ぐために、弁護士力が欠かせません。しかし、被害直後は生活再建もままならず、遺族は弁護士相談さえつらい状況にあります。費用の心配をすることなく、弁護士の相談を受けられることが大事だと思います。

・診察、カウンセリングは公費でできるといわれましたが、薬代、入院代、通院交通費は自費負担です。薬の助けなしでは生きていけない程の精神ダメージを受けたのです、公費で助けて欲しいところです。

・住居は生活再建の基本となる重要なものです。現行の法律では、一時的にであっても、いったん公営住宅に住むと、公営住宅から公営住宅への転居が認められません。また、一時避難であっても、公営住宅に入るには保証人を求められます。保証人を依頼している余裕など通常はありません。事件直後の困っている被害者の視点に立って制度を考えてもらいたいです。

・私の事件では、加害者が自殺したので、民事裁判を起こすこともできませんでした。しかし、仮に民事裁判を起こすことができ、勝訴判決を得たとしても、加害者が賠償にたる財産を持っているとは限りません。裁判費用の費用倒れになることも多いと聞きます。被害者、遺族に、二重三重の苦しみを与える現行制度を改め、犯罪により被った損害は早期に確実に回復される制度にしてほしいと思います。

## 岡本真寿美さん

平成6年(1994年)2月16日、22歳の時に被害に遭いました。当時は、充実した日々を過ごしていました。加害者がいきなり職場へ乗り込んできて「お前を絶対に殺してやる。生きてると思うなよ」と言って、いきなりガソリンを掛けられ火を付けました。私は全身90%の大やけどを負いました。皮膚移植などのため入退院を繰り返し、その後はリハビリの猛特訓をしました。加害者の身勝手な理由で、私は人生を奪われてしまいました。加害者はその後、行方をくらましました。

事件前には、月に20万円の収入がありましたが、被害後の収入は0になり、生活保護を受けるしかなく2ヶ月ほどして認められました。しかし、一時退院すると生活保護が切られてしまいました。

私は、医療費等でとても苦しめられました。病院からは、最初の2ヶ月間と退院後の2ヶ月間の医療費400数十万円を請求されましたが支払えず、嫌みを言われ続けました。生活保護期間中は医療費が無料になりますが、通院費は認められず負担になりました。

生活保護受給中は「社会復帰してください」と言われ続けました。あれもだめ、此もだめ、贅沢していか、他に収入がないか、自宅訪問されては家の中をなめ回すように見られて、手紙まで見られたこともあり。まるで私が加害者のような扱いでした。

ある日、「岡本さんがどこで講演されていくら貰ったのか、講演活動で得た収入を調べさせてもらいます。貴方の行っていることは、芸能人や大学教授と同じで

犯罪被害者としての講演も仕事ですから。」と言われてきました。年に数回の講演で僅かな謝礼さえも理解されない生きづらい暮らしは本当に嫌でした。

加害者は冷暖房のある刑務所で過ごし、社会復帰のための資格取得など就労支援が受けられ、医療費もかからないというのに、被害者は生活費を工面しながら、資格を取り、面接を受けなければなりません。私は何度も面接を受けましたが、被害に遭ってからの職歴が空白なこと、犯罪被害者であること、被害によって身体に障害が残ってしまかなか採用されません。面接官からの心ない質問にも何度も悔しい思いをしました。「被害者にも障害者にもなりたくてなかったわけではない」と言い返したくも堪えました。

それでも、面接を受け続けている内に、一つの企業が私を認めてくれました。生活保護のこと、通院が必要なこと、講演活動をしていること全てを話しました。

そして、漸く24年ぶりに社会復帰することができました。現在は、生活保護を打ち切り、障害年金と自分で働いて得たお金で生活しています。食費を抑えるために、仕事に行くときの昼食は、小さなおにぎり水道水をペットボトルに入れて持って行きます。寒い冬は皮膚が硬直して痛みますがカイロさえ節約し、夏は体温調節が出来ず脱水症状になります。エアコンを買い換えることが出来ず20年前のものを使用しています。

加害者からは何も補償がなく、自分で負担していか

なければならぬことが、どうしても納得がいきません。被害者と加害者の差、被害者にしか分からない苦しみがありません。

経済的に苦しむ続ける犯罪被害者への補償制度、更に過去の被害者への補償を早く実施して頂きたくお願い致します。



## HARU さん

DVのため離婚したく2回逃げて引っ越したが、追い掛けられ見付けられたため、怖くなって同居していた。酒に酔っていた加害者（元夫）から暴行を受け顎の骨を複雑骨折し1ヶ月ほど入院した。

加害者の服役中に裁判により離婚が成立し、損害賠償金の支払判決が出ている。

しかし、加害者は出所後に「自分は全ての罪を償っ

て終えている」などと知人に連絡をしていること、事件後に覚せい剤取締法違反での逮捕歴があることが判ったこと、裁判での態度から、今の居場所を知られることが恐ろしく、支払の請求ができない。

顎に麻痺が残って事件前のように仕事ができず、収入が減った。その一方で、治療費と裁判費用（分割払い）が負担となり、生活が苦しい。

(発言の概要)